



市 営 住 宅 申 込 み 案 内



西予市

目 次

I	申込みに必要な書類等	P 3
II	入居申込資格	P 4
III	市営住宅建物概要	P 6

市営住宅への入居申し込みについて

- 住宅抽選会は、入居予定者と空き家が生じた場合の補欠入居予定者の順番を定めるために行います。
- 抽選会による順位の効力は、抽選会の日から翌年5月末日までの1年間です。
- 募集は、申込み期日後も随時受け付けますが、抽選会で決定した順位の下位になります。
- 住宅は、①公営住宅、②単独市営住宅、③特公賃住宅（特定公共賃貸住宅）があります。希望する団地（1箇所のみ）に申し込んでください。
- 市営住宅では、ペットの飼育はご遠慮ください。

①公営住宅とは（全市）

所得の低い方を対象に国の補助を受けて建設した住宅で、入居資格を「公営住宅法」、「西予市営住宅管理条例」で定めています。

②単独市営住宅とは（全市）

市民の住宅難を解消するために市が単独で建設、買い取りした住宅で、入居資格を「西予市単独市営住宅条例」で定めています。

③特公賃住宅とは（城川町・三瓶町）

中堅所得者等の優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、国民の生活の安定と福祉の増進に寄与するために建設した住宅で、入居資格を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」、「西予市特定公共賃貸住宅条例」で定めています。

申込み受付期間 6月中旬の2週間程度【土・日以外】

受付時間 8：30～17：15

※※申込受付期間の日程は、毎年、広報せいよ、ホームページ等でお知らせしています。
それ以外に申し込みをされた方は、抽選会に申し込まれた方の後の順位となります。

申込み受付場所 西予市役所建設課及び各支所産業建設課

入居順位の抽選（書類審査後、資格のある方にご案内します。）

日 時 後日連絡

場 所 //

抽選方法 本庁及び各支所にて抽選会を一斉開催。
抽選会に不参加の方は、辞退とみなします。
（委任状により代理出席可）

《注意》

- ・ 連帯保証人予定者1名の内諾を得ておくこと。（今回の申込み時に書類は不要ですが、契約時に次の書類が必要です。）

【契約書】・・・連帯保証人の署名捺印（印鑑証明書と同じ実印）が必要です。

連帯保証人の印鑑証明書及び所得・課税証明書、未納がない証明書（又は過去5年間分の納税証明書）を添付してください。

※保証人の資格については、担当者にご確認ください。

I 申込みに必要な書類（全市営住宅共通）

- (1) **入居申込書**（※申込書にマイナンバーを記入する場合は、(3)及び(4)の所得・課税証明書の添付が省略可。マイナンバーカード及び免許書等の本人確認できるものを持参ください。）
- (2) 現住所付近の**見取り図**
- (3) 申込者家族全員の**住民票**（続柄の記入があるもの）
- (4) 申込み家族全員の**所得を証明する書類**
 - ・現在所得のある者・・・本年度（昨年分）所得・課税証明書
 - ・現在所得のない者・・・本年度（昨年分）所得・課税証明書及び退職証明書又は離職証明や生活保護受給証明書等
- (5) 申込家族全員の**未納がない証明書又は過去5年間分の納税証明書**

所得及び控除関係提出書類	所得課税証明書 （※1）市町発行	未納がない証明書 市町発行	勤務先での 収入証明書	（※2）勤務先での 雇用証明書	退職証明書の 前勤務先の	無職・無収入申立書	福祉事務所 での証明書	自己申告の 収入証明書
I. 申込み時に仕事（自営を除く）をしている場合								
1 勤務先が本年1月1日以前から同じ場合	○	○						
2 本年に途中就職した場合で1ヶ月以上の給与を受取実績がある場合	○	○	○					
3 最近途中就職した場合で1ヶ月以上の給与の支払いを受けた実績がない場合	○	○		○				
II. 申込み時に自営で仕事をしている場合								
1 本年1月1日以前から同じ仕事の場合	○	○						
2 本年の途中から現在の仕事を始めた場合	○	○						○
III. 申込み時に無職の場合								
1 本年1月1日以前から無職の場合	○	○				○		
2 本年1月1日から現在までに無職になった場合	○	○			○	○		
IV. 福祉事務所で生活保護を受けている場合								
	○						○	
<p>※1. 市町長の発行する所得・課税証明書は、16歳以上の入居予定者（学生は除く）全員分必要です。勤務先が変わったなど現在の状態が「市町長の発行する所得証明書」の内容と相違している場合でも必ず提出してください。</p> <p>※2. 勤務先での雇用証明書には、必ず給与額（月額）、扶養家族、就職年月日等を明記してください。</p> <p>※3. 収入基準の審査は、申込み時点で行いますので、「退職予定」や「就職予定」では受付できません。</p>								

II 入居申込資格

① 公営住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格（次の事項をすべて具備すること）

- (1) 地方税を滞納していない者
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、又は婚約者がいて入居申込日から3ヶ月以内に婚姻する者を含む）があること。
- (3) 暴力団員でない者。
- (4) 現に住宅を困窮していることが明らかな者であること。
- (5) 申込者の収入が次に挙げる額を超えないこと。

◆ 収入基準早見表

世帯の所得が、**一般世帯月収額 158,000 円以下／裁量世帯月収額 214,000 円以下**であること。
 （収入基準は、世帯の総所得金額から該当する控除額を差し引いた残りの金額を12ヶ月で割った額＝「世帯の月収額」で判定）

（税込み年間総収入額）

区分	同居又は 扶養親族数	総 収 入 額					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般 世帯	年 間	円以下 2,967,999	円以下 3,511,999	円以下 3,995,999	円以下 4,471,999	円以下 4,947,999	円以下 5,423,999
	月 額	(247,333)					
裁量 世帯	年 間	円以下 3,887,999	円以下 4,363,999	円以下 4,835,999	円以下 5,311,999	円以下 5,787,999	円以下 6,263,999
	月 額	(323,999)					

（給与所得額・・・総収入額から給与所得控除額を除いた額）

区分	同居又は 扶養親族数	給 与 所 得 額					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人
一般 世帯	年 間	円以下 1,894,800	円以下 2,275,600	円以下 2,653,600	円以下 3,034,400	円以下 3,415,200	円以下 3,796,000
	月 額	(157,900)					
裁量 世帯	年 間	円以下 2,567,200	円以下 2,948,000	円以下 3,325,600	円以下 3,706,400	円以下 4,087,200	円以下 4,468,000
	月 額	(213,933)					

- 1) この表は、給与所得者1人の収入により申込み家族が生活している場合の早見表です。金額は源泉徴収票の支払い金額です。2人以上の給与収入を有する場合は別計算になります。
- 2) 失業給付金、生活保護法による扶助料、その他非課税所得に該当するものは含みません。国民年金・厚生年金・個人年金等については、雑所得として家賃算定の対象となります。
- 3) 申込者及び同居の親族に寡婦、寡夫、老年者、障がい者等がいる場合は、この表の収入以上であっても入居資格を有することがあります。

裁量世帯とは、次のいずれかに該当する方がいる世帯をいいます。

- 60歳以上の者
- 申込者が60歳以上で、同居しようとする親族全員が60歳以上または18歳未満の者
- 心身障がい者がいる世帯
- 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者等がいる世帯
- 未就学児がいる世帯

2. 入居申込み資格（その他）

次にあげる者は、1. 入居申込み資格条件の(3)、(4)、(5)を満たしていること。

- ①60 歳以上の者
- ②心身障がい者
身体障害者福祉法に基づく身体障がい者（1 級から 4 級）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障がい者（1 級～3 級）
知的障害者福祉法に基づく知的障がい者（療育手帳被交付者）
- ③戦傷病者（戦傷病者手帳被交付者）
- ④原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定者）
- ⑤生活保護被保護者
- ⑥海外引揚者（引揚後 5 年以内の者）
- ⑦ハンセン病療養所入所者等
- ⑧DV 被害者



② 単独市営住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格（次の事項をすべて具備すること）

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者、又は婚約者がいて入居申込日から 3 ヶ月以内に婚姻する者を含む）がある者。若しくは、市長が適当と認めた単身者。
- (3) 家賃を納める能力がある者。
- (4) 地方税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員でない者。



③ 特定公共賃貸住宅入居希望者用

1. 入居申込み資格

- (1) 地方税を滞納していない者。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様にある者、又は婚約者がいて入居申込日から 3 ヶ月以内に婚姻する者を含む）があること。
- (3) 災害、不良住宅の撤去その他の特別な事情がある場合において、住宅への入居が適当として市長が認める者。
- (4) 単身（同居親族がない入居者）用の住宅においては、同居親族がない者で、市長が定める基準に該当する者。
- (5) 暴力団員でない者。
- (6) 所得が市長の定める基準に該当する者であること。

◆市長が定める所得基準

西予市特定公共賃貸住宅条例施行規則第 2 条で定める基準による。但し、同規則第 2 条第 2 項に定める者については、所得の上昇が見込まれる者で、次に掲げるものとする。

- (1) 地域の振興を図るため Uターン、Iターン等による単身者を入居させる場合
- (2) 人口の流出を抑制するために単身者を入居させる場合

※詳しくは、建築住宅係までご確認ください。